

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する
規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、職員の期末手当等の取扱いについて所要の改正を行います。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行します。